

会 議 録 目 次

平成 2 9 年第 6 回海田町議会定例会（第 3 日目）

平成 2 9 年 1 2 月 8 日（金）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	第 34 号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……	4
日程第 2	第 35 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 3	第 36 号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 4	第 37 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 5	第 39 号議案	平成 29 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）……………	4
日程第 6	第 40 号議案	平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	4
日程第 7	第 41 号議案	平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	4
日程第 8	第 42 号議案	平成 29 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……	4
日程第 9	第 43 号議案	平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 号）……………	4
日程第 10	第 44 号議案	平成 29 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4
日程第 11	発議第 11 号	海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
日程第 12	発議第 12 号	日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案……………	8
日程第 13	発議第 13 号	道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案……………	11
日程第 14	発議第 14 号	「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシ ルバー人材センターへの支援を求める意見書案……………	11
日程第 15	発議第 15 号	「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシ	

ルバー人材センターへの支援を求める決議案……………	18
---------------------------	----

(閉　　　　　　会) ……………	20
------------------	----

平成29年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年12月5日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月8日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 建 設 部 次 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長       | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課長     | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長       | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長   | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長     | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     | 中 下 義 博 |
| 教 育 長         | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長       | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 森 原 宏 生 |
| 学校教育課教育指導監    | 森 山 真 文 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第34号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 第35号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第36号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第37号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第39号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 6 第40号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 第41号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 第42号議案 平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 第43号議案 平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 第44号議案 平成29年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 発議第11号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 発議第12号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案
- 日程第13 発議第13号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案
- 日程第14 発議第14号 「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める意見書案
- 日程第15 発議第15号 「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、第34号議案から、日程第10、第44号議案までを一括議題といたします。去る12月6日の本会議において予算委員会に付託しました各議案、各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、崎本委員長。

○13番（崎本）予算委員会報告を行います。予算委員長の崎本でございます。本委員会は平成29年12月6日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りしました報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第34号議案から第37号議案まで、及び第39号議案から第44号議案までについて、全て全会一致で可決するものと決定いたしました。

以上で、予算委員会の報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。

議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第34号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第35号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第35号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第35号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第35号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第36号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第36号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第36号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第37号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第37号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第37号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第39号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第39号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第39号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第39号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第40号議案、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。第40号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第41号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第41号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第41号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第42号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第42号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第42号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第42号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第43号議案、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第43号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第43号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第44号議案、平成29年度海田町水道事業会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第44号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第44号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第44号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第11、発議第11号、海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案については、提出者が議員全員で構成する議会改革特別委員会でございますので、質疑討論を省略いたします。

これより、発議第11号について採決を行います。

お諮りいたします。発議第11号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第11号は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第12、発議第12号、日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○11番(岡田) 11番議員、岡田です。日本政府に対して「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案。読み上げて提案理由といたします。

去る7月7日、国連で「核兵器禁止条約」が122か国の賛成で採択をされました。これは核兵器を法的に禁止し、違法化するものであり、画期的なことです。これまで被爆者の強い願いであった核兵器廃絶へ向けて大きな前進であります。

また、条文には長年核兵器廃絶のため、運動を続けてきた被爆者の方々へ最大の敬意

を表し、被爆者の文言が2か所も入るという本当に歴史的な条約です。

私たちは、改めてこの条約を歓迎し、一日も早く発効するよう期待をしています。しかし、残念ながら、唯一の戦争被爆国である日本政府はこの条約を話し合う二度の会議に参加をしておらず、世界中が失望しました。

また、広島、長崎の平和記念式典に参列をした安倍総理大臣は記者会見で署名、調印はしないと述べました。被爆者や市民から大きな落胆と怒りの声が上がりました。

9月20日からは各国政府による署名が始まりました。つきましては、日本政府が被爆者と多くの市民の願いである核兵器廃絶に向けて国に以下の事項を実施するよう強く要望いたします。

1、唯一の戦争被爆国として「核兵器禁止条約」を一日も早く署名・批准をし、核廃絶へ強いリーダーシップを取ること、2、それまでの間、オブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加をすること、以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。討論があるようなのでこれを許します。まず、反対討論から、許します。大高下議員。

○4番（大高下）4番議員、大高下です。発議第12号、日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・調印を求める意見書案に反対の立場で討論をいたします。

最終的に、核兵器のない世界を実現することについては全く異論はありません。しかしながら、核兵器禁止条約交渉の会議に核保有国の参加はありませんでした。正に核廃絶の問題の大きさを示していると思います。日本政府は、最終的に核兵器の禁止を目指すものの、まずは核保有国が核実験の禁止や核軍縮などの現実的な取り組みを進めるべきであるとしています。

この条約について、核保有国の理解や関与は得られないことは明らかであり、このような状況では、建設的かつ誠実に参加することは困難と言わざるを得ません。まずは、核保有国と非保有国の双方が協議のテーブルに着き、現実的かつ効果的に取り組んでい

くことが核兵器のない世界の実現につながるものであるとの考えから、意見書に反対いたします。

どうぞ、皆様の賛同をお願い申し上げます。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・調印を求める意見書案についての賛成討論を行います。

今年の10月6日にICANがノーベル平和賞を受賞いたしました。その中に大きく運動した団体は、創価学会のインターナショナル、これが入っております。簡単に討論を行います、軍事力や軍事費等の拡大ではなく削減をして、そのお金を、世界中の人々が生きるために使ったら、どれだけ豊かな生活ができるか分かりません。

戦争を仕掛けたり、参加をしたり、その準備をしたりするのは間違いです。それをやめさせるのが世界中の政治家であつたり、政治でございます。

先ほど、大高下議員が反対討論を行いました、全ての国が核兵器を持たなければテーブルに着かない、あるいは全ての国が核兵器を持たないと、これでテーブルに着かないという、そういう論戦は現実にはあり得ないし、永遠に核兵器を持つことを助長するものでございます。

私の家内は、生まれて4か月と2日目に直爆をいたしました。残念なことに今年の3月に亡くなりましたが、いつも病気がちでした。また、平和のこと、戦争のこと、核保有については、人の何十倍もの核兵器廃絶のための運動もし、最大の暴力である戦争を世界のどこかで行っていることに非常に悩んでおりました。また、究極の子育ては、戦争はもちろん、非人道的な核兵器をなくして世界のみんなが助け合って生きていくことを強調しておりました。

多額な費用で核兵器を作り、軍事費を拡大しておりますが、そのお金を人々の暮らすために使ったら、豊かで将来明るい展望のあるそういう世界の人々が生きる、こういう社会を作ることになります。

このような政治を作る本当の政治家、これを目指すのが我々でございます。核兵器をなくするためには、核を持たない国が率先をし、しかも日本は被爆を受けた国、しかも爆心地からここまで10キロ直線でしかございませんけれども、こういう地方自治体が先頭に立って、この問題の核兵器をなくすという決議、あるいは意見書、政府に送るのは当たり前のことであります。

広島県知事も広島市長も、また各自治体の首長やあるいは議長も含めて、大きくこの問題に貢献をされております。

ぜひ、皆さん方の賛同をお願い申し上げて、賛成討論いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。発議第12号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第12号は、原案のとおり可決されました。なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、発議第13号、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。

これより、発議第13号について採決を行います。

お諮りいたします。発議第13号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり、これを決します。なお、ただいま、議決いただきました意見書については内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第14、発議第14号、「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。読み上げて提案理由といたします。

「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援

を求める意見書案。我が国においては、少子・高齢化が進み、人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる生涯現役社会を実現することがますます重要となっている。

このような中で、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の居場所と出番を作り、生涯現役社会の実現に役割を果たしており、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を実行し、地域社会の活性化、並びに医療費及び介護給付費の削減に寄与している。

昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育などの就業機会の提供に積極的に取り組むシルバー人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野での高齢者の就業を推進すること、及び介護周辺業務や軽易な介護業務に関してシルバー人材センターを通じた高齢者人材の活用を進めることが掲げられており、シルバー人材センター事業の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

については、平成30年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する、一般会計を財源とした補助金の確保を要望する。また、シルバー人材センターの多くは事業規模が小さく、財政的には不安定であり、経済変動などによりたちまち財政難に陥る危機をはらんでいる。公益法人が安心して運営できるよう、特定費用準備資金について、剰余金を赤字年度及び災害など将来の収支変動に備えた資金として積み立てることを可能とする見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書案を提出するものでございます。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。まず、分かりにくいのが、一億総活躍社会というのを政府でも言うておられますが、何か知らんけども、下から3行目ぐらいのところに、経済変動でたちまち財政難の危機に陥るとかいうようなこと、これはどういうことなのか。社会情勢が変わればシルバーでなくても全部の企業、そこらにおいて変わるので、当然のことであろうとも思うが、これは何を意味するのか、まず1点目。

真ん中の方に、またこういうことを書いています。保育分野とか介護業務のところ、

シルバーの活躍が求められるとか、シルバーでなければならんということで、こういうような表現になっとなる。ちょっとこの文言に問題があるんじゃないか。なぜ、ここがシルバーなのか。2点目。

そしてもう一つ、ちょっと聞いてみたいところは、こういうシルバー、こういう団体に対して、現在、例えば本町の場合は、瀬野川の草刈りとかいろいろそういう支援もしておるし、金銭的なこともしておる。何をもって不足であるとかうて言うておるのか、どこが足らんのかというのは、そりゃ、誰でもそうだが、予算その他経費というものは多ければ多いほど誰もが文句を言わんだらうと思うが、そこにそれなりに、いわゆる見かけとか、背の丈に合うたとかいう、そういう活動していくのは常識だらうと思う。その辺について、提案者はどのように考えておられるか。

もう一つは、シルバー、一億総活躍、こういうところは理解できるんですが、いろんなところで活躍しておる、今言うた、全国で諸々の企業とか団体、言葉は悪いか知らんが、どんどん、どんどんできてきたときに、シルバーとか高齢者がやっとなるんだから助成してください、Aの団体に助成して、Bの団体にしない、どうなんだと。そしたら、何ぼ予算があっても、あれにもこれにも全部シルバーじゃないか、高齢者事業団じゃないか、高齢者と言わんけどね。あれもこれも助成するようになるんじゃないか、その辺はどのようにお考えかということ。

最後にもう一つは、少なくとも本町のシルバー、これは私の知る範囲で、間違うとるかも分かりませんよ。間違うとりゃ、間違うとつてもええんやけども、シルバーの年商は少なくとも1億二、三千万ぐらいあるんじゃないかというふうに、一種の請負団体とか、事業団体なんよね。働く人は、その現場の人は機材は個人持ちと言うとる訳やね。そうすると、シルバーに必要なのは事務経費だけなんよね。それで分らんけども、そういう請負の中から5パーセントか7パーセントか知らんけども、事務経費を天引きしとる言うたら言葉は悪いが、言い換えれば、必要経費は取つとる訳よ。その辺のことをどう考えるんかね。更に補助をしろ。さっきも言うたように、誰だつて、どんどんどんどん無限大に補助をしてくれりゃ、これほどありがたい話はない訳で、この辺のところが、どうも私が理解できないところなんです。

以上、説明、5点ほどになりましたが、お願いします。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私も提案者の1人なので、前田議員が質疑をされまし

たけれども、もともと一億総活躍というのは、アベノミクスの第2のステージの提案で、文言がそうなんです、しかし、私、そういうこともあろうと思って、シルバーが発行したくすのき、これは広報、四、五年分、私、ずっと調べてみました。そうすると、去年発行された22号、平成28年10月1日発行。町長の方に、支援要請という形で決議文を提出されております。

その中に、少子化の問題であるとか核家族が進む中、高齢者が雇用され、また就業することができる機会の創出や確保を図っていくことが必要と。センターは高齢者の多様な就業ニーズに応じて、地域社会の日常生活に密着した就業を確保し、提供し、高齢者の生きがいの充実、いろいろ調べてみると、高齢者もシルバーの中の高齢者で、なかなか人員が集まってこないとか、いろいろあって当時、238名、男性が154名、女性が84名で、いろんな事業をやっておられます。

いろんな社会の状況も踏まえて、先ほど問い質されました四つ、五つの問題、保育の問題であるとか、あるいは契約の状況の問題であるとか、事業団体に儲けておるじゃないかと言われておりますが、高齢者の就労促進という面から見ても、いろんな整備をするために必要な資金が要る訳で、その援助を求めている意見書でございますので、まとめて質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）今の、どうも、この私の質疑に対する答弁とは理解できんのじゃけど、もう1回、誰かはっきり答弁してください。提案者でもいいよ。もちろん提案者に聞く訳じゃけん、提案しておらん人に聞いてもしょうがない。

ということで、先ほど来、中ほどに書いとる、反対だけで言うとするんじゃないんよ。ただ、ここで限定しとるから聞きよる訳ね。保育分野のところが高齢者の就業の何か推進とか、何か訳が分からんこと書いておるね。何で高齢者が保育事業に限定してそうなるっていくのか、そこの辺のことが分からない。

介護周辺業務の軽易な介護業務に関してシルバーの何やらが活用を高めるか進めるか知らんが、何でそこにシルバーを限定するのかと聞いとる訳やな。介護事業者も昨日来もいろいろ問題出ておるけど、いろんな事業者もおられる、医療関係者もやっておられる。

それから、まとめて言うたら、本町もそういう草刈りとかいろいろ支援しとる訳やな。だから、そこに無限大にあれもこれも助成してくれるというふうに聞こえるという訳よ

の、それは。支援していない訳じゃない訳だから、例えば100万円補助してくれるんであったら、できれば200万してくれ、200万してくれるんなら300万円してくれ、当たり前じゃ、誰でも望むところ、喜ぶところ。ものには自ずから制限がある訳よの。枠というか、器というものね。

そこらが先ほども言うた、シルバーが必要経費はそれなりに維持するために取っとるんじゃないかと。悪い言い方をすると、働く人の●●●●しとる訳やの。働く人は、本当にもう夏の暑いときに草刈りして、汗もぐれになって、そこまでやっとるのに、どうもこの提案を聞くと、事務所維持の経費をしろというのは、シルバーの働く人の助成には聞こえんのよの。そこらがどうなっとるんかと聞いとるんじゃないけども、くすのきがどうやら何か訳の分からんような答弁に終始しておるが、明快な答弁を願いたい。なぜ、支援せないかんのか。あえて、その反対だけで言うとるんじゃない、高齢者が生きがいを持って生きてほしいのは当たり前のことなので、もっと明快な答弁をしてください。ここが主張じゃいうのを。

○議長（桑原）ただいま前田議員からの発言の中で、不穏当と認められる部分がございます。議長において、後刻、記録を調査の上、処置をすることにします。下岡議員。

○7番（下岡）ただいまの前田議員の質疑に対して、共同提案者の一人として答弁いたします。

まず、2点あったかと思えますけれども、中段の保育であるとか介護について、なぜシルバーがやる必要があるかということでございますけれども、御存じのように、現在、例えば保育士にしても保育士不足、あるいは介護についても人材不足ということが言われている訳でございますけれども、これはちゃんとした正規の資格を持った職員が不足していると、人材が不足しているということでございますけれども、それに関連して、やはり軽微な周辺業務等については、できるだけ多くの方が参加して、保育であるとか介護をやっていくということでございまして、要は、今も財政負担が大きい訳ですけれども、その辺のことを低コストでやっていただける多くの人材を、ということで高齢者の方にそれを担っていただければ、低コストでその辺の周辺業務をやっていただけるということで、これは経済全体にとっても非常に効果があることであると。

もう1点の特定費用準備資金についてのことかと思えますけど、御存じのように、このシルバーさんの仕事というのは、ほとんど対象が一般家庭でございまして、中には企業もあるかもしれませんが、そういう事業でございますから、安定した事業基盤

がある訳ではございません。その時々で各家庭でちょっとした困りごとであるとか、庭木の剪定、草取りとかいうことでございますので、安定した事業ではない訳でございます。

そういった意味で、シルバーさん、そういった仕事を継続的にやっていく場合に、当然に一つの企業でございますから、赤字が続くようであると事業継続ができないということで、特定費用準備資金ということで、内部で資金を積み立てて、安定的に事業を継続していく、破綻しないための資金積み立てということでございまして、非常に意味があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。私、これ中身自体というのは反対ではないんですけれども、何点か疑問点があるので、その分だけ確認させていただきます。

まず、中段に書かれている一般会計を財源とした補助金の確保を要望するとなっております。多分、私の記憶に間違いなければ、この一般会計というのは事務局費に当たるものだとして記憶しておりますが、事務局費というのはシルバーの方自体が実際に労働するための補助ではないはずです。あくまで、事務局の方というのは、ほとんどが、どちらかといったら、このシルバーに当たらない方が事務局を運営されていると思います。その方の就労の確保のための補助金に見えてならない部分があります。それについてどのように考えておられるのか。その事務局がなければ実際にはシルバーが仕事を確保したりすることが難しい部分が、確かにあると思います。だから、そのための充実をするために補助をくれというのであれば、きちんとした明確に、また事務局費としてどんな費用が足りないのか、その辺のことが明確にきちんと理解されて、この提案をされているのかどうかお聞きするものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁をいたしますが、町長に支援を要請して、なかなかそれが実現できないということから、意見書と発議を、次の議題にありますけれども、これに答えるため、詳しい中身については文言が、いちいち言うたら、いろいろな思いの人もおりますし、考えが分かれるところはありますが、そこをまとめて言いますと、昨年の決算の事業の目的と成果の中に、これが全て出てきておると思うんです。28年度のシルバー管理事業で、高齢者福祉の増進及び高齢者の労働能力の活用を図るための施設として、また老

人集会所と海田町シルバー人材センターの機能を持つシルバープラザの管理を行いました。その結果、シルバーを適正に管理することができました。その次に、管理事業として労働者の能力を高めるためにというのがあります。

それから、シルバーそのものが先ほどから制限があるんじゃないかとか、いろいろ他の議員の発言がございましたけれども、シルバーの会計については、監査の対象になっておりますから、そこぐらいしか我々は分かりません。しかし、高齢者がどんどん続く中で、社会保障がどんどん崩れてきておるのも事実なんですね。年金が下がってきたり、そういう面では一定程度の自治体の補助がそれなりに要る、これを支援しているのが先ほどから言っているように、ニッポン一億総活躍プラン。これを具体化したものがこの表現になって、当面困つとるという、こういう表現の中身なので、中身をいちいち、文言をどうなのかと聞かれても、いろいろ意見の違うところもあるし、いろんな方々の思いもある訳で、そこまで具体的に問われるとどうかなという気持ちを持っております。

しかし、自治体として、あるいは国として支援をする、これは、これだけではないですね。子どもの問題であるとか障がい者の問題であるとか、若者の支援の問題であるとか、これが一億総活躍プランの計画なので、それに基づいてこの表現が出されたものを見ております。

以上です。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）おっしゃられることは理解していない訳じゃなくて、一億総活躍プランに基づくいろんな意味で就労の機会を増やしていく、そういうことについて私は反対している訳ではなくて、それは大いにやるべきだという中で、ただ、この補助をしてくださいという中身が、一般会計、事務局費に限られているところに問題があるのではないかと、その辺についてしっかりと精査されているんでしょうかということをお聞きしておる訳で、シルバーに対する就労機会を減らすのではなくて増やすこと、これ、大いに賛成ですし、そのために必要な費用を、これが本当に事務局を強化しないと就労機会が確保できにくいからそうしてくださいというなら理解します。だから、この一般財源のところがちょっとどうなんですかとお聞きしとるところでございますので、その辺について、もし分かれば、御答弁願いたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）同じことを繰り返すんですが、今年度で1,619万3,000円補助しております

す。中身については、執行部がお金を補助する訳ですから、シルバーのあり方の現状を見ながら、あるいは町民全体のそういう予算の編成の中で公平に民主的に他の団体と合わせながら事業を進めていく。後は、この意見書や、あるいは発議を出して可決した、あるいは町長にそれを送った場合に、後は執行部がいろんなことを含めて考えてこれを対応していく。そうしてくださいという意見書あるいは発議の中身なので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。発議第14号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第14号は可決されました。なお、ただいま議決をいただきました意見書については、厚生労働大臣に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、発議第15号、「ニッポニー億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。「ニッポニー億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案の提案理由説明をいたします。

先の意見書案の提案理由説明でも申し上げましたとおり、シルバー人材センター事業の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものとなっています。よって、平成30年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する国の補助金と同額以上の補助金の確保及びセンターに対する事業発注の確保について、強く要望するため決議するものでございます。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。発議第15号について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第15号は可決されました。

なお、ただいま議決いただきました決議書については町長に送付いたします。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。

この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）平成29年第6回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚くお礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見につきましては、これを十分検討いたしまして、これからの町政の施行に反映させてまいり所存でございます。これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、平成29年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。

午前 9 時 5 3 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 3 0 年      月      日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員